

平成27年 第5回市議会定例会

第5回市議会定例会は、11月24日(火)に開会し、一般会計補正予算や条例改正などの議案を議決し、12月16日(水)に閉会しました。

今議会で可決された議案などは、次の通りです。

■ 予算関係

▽平成27年度土岐市一般会計補正予算(第3号)

3723万7千円を追加し、補正後の予算額を208億1396万5千円とするもの。

▽平成27年度土岐市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

4088万7千円を追加し、補正後の予算額を75億5378万3千円とするもの。

■ 条例関係

▽土岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

▽土岐市税条例の一部を改正する条例

▽土岐市国民健康保険条例及び土岐市介護保険条例の一部を改正する条例

▽土岐市保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例

▽土岐市小口融資条例の一部を改正する条例

■ 人事案件

▽人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めること

伊藤嘉子さん(土岐津町・再任)

■ その他

▽専決処分等の報告及び承認

土岐市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

土岐市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

▽土岐市温泉活用型健康増進施設の指定管理者の指定

土岐市温泉活用型健康増進施設の指定管理者として、株式会社コパンを指定しようとするもの。

▽市道路線の廃止、認定

市内の道路網の整備を図るため、泉町地内の路線を廃止認定するもの。

国民年金保険料口座振替は前納がお得です

国民年金保険料を口座振替で前納すると、通常の各月納付と比べて保険料が安くなります。希望する方は、**2月末日までに金融機関へ申し込み**ください。なお、一度申し込みをすると、それ以降も継続して前納となるため、変更する場合は手続きが必要です。

前納の種類	納付する保険料	振替日	申込期限
2年前納	4月分～翌々年3月分	4月末日	2月末日
1年前納	4月分～翌年3月分		
半年前納	4月分～9月分	10月末日	8月末日
	10月分～翌年3月分		

※来年度の保険料の金額は未定です。

原則として、初回は前納分とその前月分の保険料が振替されます。(例：平成28年度の1年前納の場合は、平成28年3月分～平成29年3月分までの13カ月分)

前納後、年度途中で国民年金から厚生年金などに切り替わった場合、切り替わった月以降の分の保険料は還付されます。

平成27年分 公的年金などの源泉徴収票の交付

確定申告をするときの添付書類として必要な「平成27年分公的年金等の源泉徴収票」が、厚生年金・国民年金の老齢年金を受給している方全員へ、1月末日までに送付されます(障害年金・遺族年金は非課税のため、送付されません)。

この源泉徴収票には、平成27年中の年金支払総額、社会保険料(介護保険料など)の金額、源泉徴収税額や控除内容が記載されています。

再交付が必要な方は、多治見年金事務所で手続きをしてください。

問 ねんきんダイヤル (☎0570-05-1165)
または多治見年金事務所 (☎②0255)

問 市民課保険年金係 (内線137)